平成25年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成 26 年 6 月 13 日 金 融 庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 25 年度における金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
8法人	2法人	1 法人

(注) 所管法人数は、平成25年12月1日現在。財務省財務(支)局所管の特例民法法人(金融 庁所掌事務に関連する事項を事業の目的とするもの)を含む。

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった				
法人	法人運営面で問題のあ った法人	事業の内容・実施等の面 で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
1 法人	1 法人	0 法人	0 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置(予定を含む)]

(法人運営面)

- 個人情報の台帳管理が不十分である。(←適正な台帳管理を行うよう指導。)
- 内部規程の整備が不十分である。(←必要な整備を行うよう指導。)

<連絡先>

金融庁総務企画局政策課 電話 03-3506-6000 (代表) (内線 3146、3148)